

自転車損害賠償保険に加入しましょう

中学生に790万円賠償命令 徒歩でぶつかり79歳転倒、後遺症<毎日新聞>

大分地方裁判所=河慧琳

大分市で歩いて登校中の13歳の女子中学生(当時)にぶつかられた79歳(同)の女性が、転倒したけがで後遺症が残ったなどとして約1150万円の賠償を求めた訴訟の判決で、大分地裁が中学生に約790万円の支払いを命じていた。府内覚裁判官は「中学生が注意義務を怠った過失がある」と認定し、過失相殺も認めなかった。

判決などによると、女子中学生は2017年9月、学校近くの通学路の歩道(幅約2・2メートル)を、同級生と2人で歩いて登校。前方の生徒4人を追い抜く際に、前から歩いてきた女性とぶつかった。両手に野菜を持っていた女性は尻餅をつき、腰の骨を折った。その後、女性は脊椎(せきつい)に運動障害を残すなどの後遺症があった。

女性側は「中学生は歩行者を追い抜こうとしたのだから、進行方向から対向してくる歩行者がいないことを確認する注意義務があった」と主張。中学生側は「いきなり速度を上げたり、進路を変えたりするような危険行為はしておらず、歩行者同士が多少ぶつかることはやむを得ない」と反論していた。

判決で府内裁判官は「歩道は約2・2メートルの幅しかなく、歩行者同士が衝突する具体的な危険が発生していた。中学生は安全に留意することなく漫然と生徒を追い抜こうとしており注意義務を怠った」と指摘。「事故の発生に女性に寄与があったとは認められず、過失相殺をするのは相当ではない」と判断した。判決は15日付。

毎日新聞に先日掲載された記事です。
歩行中の事故に対しても、中学生に賠償責任が認められました。思いもよらない事故によって、加害者にもなり得る事例です。
玉幡中の通学路も記事と同じような狭い場所が複数箇所あり、全く関係がないとは、言い切れない環境にあります。

山梨県では、2020(令和2)年10月1日に条例が施行され、自転車に乗る場合、自転車損害賠償保険への加入が義務づけられました。
4月からは、自転車通学者、土日自転車通学申請者、ともに 保険に加入していない場合、申請が認められません。まだ、加入していない人は、ぜひ加入をするようにしてください。

<調査監修> 自転車の安全利用促進委員会 過日YBSワイドニュースで取り上げられた特集です

(1)2019年都道府県別事故件数ランキング

●全国の通学事故件数は少しずつ改善傾向が見られる

●中学生の1万人当たりの事故件数ワースト1位「群馬県」2位「香川県」3位「佐賀県」7位「山梨県」

●高校生の1万人当たりの事故件数ワースト1位「群馬県」2位「静岡県」3位「宮崎県」11位「山梨県」

(2)中・高1年生の事故件数ランキング

●中学生、高校生ともに1年生の事故が最も多い!

(3)通学時自転車事故の加害者率ランキング

●中・高ともに自転車事故の約2割で生徒が加害者になっている!

●高校生の加害者割合(一当)率ワースト1位「京都府」2位「東京都」3位「栃木県」

●中学生の加害者割合(一当)率ワースト1位「栃木県」2位「山梨県」3位「東京都」

中学生加害者割合 2019年度 山梨県は ワースト2位 でした。注意していても起きるのが事故です。未然防止に努めていきましょう。